

## 日本学生支援機構給付型奨学生候補者の推薦基準

神奈川県立川崎北高等学校

- 1 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付型奨学生採用候補者については、機構が示す給付型奨学生採用候補者の推薦に係る指針（以下「ガイドライン」という。）に基づき、校内に設置する給付型奨学生採用候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮ったうえで校長が選考し、機構に推薦するものとする。
- 2 選考委員会の構成委員は校長が別に定める場合を除き、企画会議の構成員をもって充てる。
- 3 選考委員会で選考の対象となる者は、ガイドラインに基づき次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者（生徒及び卒業後２年以内の者（以下「生徒等」という。））の中から推薦を希望する旨、申し出た者とする。
  - （１）家計支持者が、市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）、又は、生活保護を受給していること（奨学金申込日点において保護費を受給していること）。
  - （２）社会的養護を必要とする生徒等（注＊）
    - （注＊）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の措置として、次の施設等に入所等していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していたこと）。
      - ・児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
      - ・児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
      - ・児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
      - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
      - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
      - ・里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）
- 4 選考委員会は、次の（１）から（３）の 3 項目の要件を最低水準として本校の教育目標や実情を勘案した上で、機構があらかじめ示す推薦枠の範囲内で給付型奨学生としてふさわしい生徒等を推薦するよう校長に意見具申するものとする。ただし、校長は社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠にかかわらず推薦できるものとする。
  - （１）人物について  
次のア～ウの全てに該当すること。
    - ア 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望があること。
    - イ 校則を遵守し、奨学生としてふさわしい学校生活を送っていること。
    - ウ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えていること。
  - （２）健康について  
次のア又はイに該当すること。
    - ア 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められること。

イ 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれること。

### (3) 学力等について

次のア～エのいずれかに該当する者。なお、社会的養護を必要とする生徒等はオに該当する者であること。

ア 在校生については、1学年から2学年終了時点までの評定平均値が3.8以上であること。

欠席日数は15日以内、遅刻回数は30回以内であること。

イ 卒業生については、調査書の評定平均値が3.8以上であること。欠席日数は15日以内、在学中の遅刻回数は30回以内であること。

ウ 在校生については、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当するか、又は、類似の活動が認められ、1学年から2学年最終までの評定平均値が3.5以上であること

(ア) 課外活動(部活動・生徒会活動・委員会活動等)に積極的に参加し、成果・成長が認められる者

(イ) ボランティア、地域活動等、学校外での活動に積極的に参加し、顕著な成果・成長が認められる者

エ 卒業生については、在学時に、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当するか、又は、類似の活動が認められ、かつ調査書の評定平均値が3.5以上であること。

(ア) 課外活動(部活動・生徒会活動・委員会活動等)に積極的に参加し、顕著な成果・成長が認められた者

(イ) ボランティア、地域活動等、学校外での活動に積極的に参加し、成果・成長が認められた者

オ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 在校生については、1学年から2学年最終までの評定平均値が3.0以上を目安とする。

卒業生については、調査書の評定平均値が3.0以上を目安とする。

(イ) 進学先での学修に対する意欲が認められること。

### (4) 選考方法

選考については、上記(1)～(3)の全ての基準を満たす者を選考の対象とする。なお、給付型奨学金の希望を申し出た者の人数が、日本学生支援機構が指定した候補者数を超えた場合は、原則として、評定平均値の上位の者から候補者として推薦するものとする。

付則 この推薦基準は平成29年6月19日より施行する。